

(公印省略)  
県支広第 30044-19 号  
令和 4 年 11 月 14 日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事 }  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 10 日（木）に開催しました、第 95 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（11 月 12 日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー前回（10 月 15 日（土）以降）要請からの変更点ー

（1）ガイドライン警戒レベルの変更

警戒レベル「2」：35 市町村

（2）県民の皆様への要請

- ・ 3 つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
- ・ 県外への移動は、十分注意
- ・ 大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、慎重に判断

（3）事業者の皆様への要請

- ・ テレワーク、時差出勤等を強く推奨
- ・ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意

※ 詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（11 月 12 日（土）以降）』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎  
T E L：027-226-2148  
F A X：027-223-2944  
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp